

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

厚真町長 宮坂 尚市朗

市町村名 (市町村コード)	厚真町 015814
地域名 (地域内農業集落名)	あつま (幌内、高丘、富里、幌里、桜丘、東和、朝日、本郷、厚真、宇隆、新町、豊沢、美里、上野、豊川、共和、共栄、富野、軽舞、豊丘、鯉沼、厚和、上厚真、浜厚真、鹿沼)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月12日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

経営者の高齢化と後継者不足による農家戸数の減少が続くなか、経営規模の拡大や生産性の向上が図られているものの、農畜産物価格の下落による農業所得の減少など多くの課題に直面している。特に、農家戸数の減少は相互扶助が根付いている地域において集落機能の低下をもたらすことにつながり、良質な食料の安定供給と豊かな自然環境保全などを持続するためにも重要な課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の有効活用を図り、規模拡大により生産性を向上させるとともに、農業用機械等を更新し、生産費のコストダウンを図る。また、新規就農者等の労働力を確保するとともに、生産技術や生活支援等の面でフォローアップを行い、将来的には地域の担い手として育成する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5,523 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5,318 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員会と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構による事業を活用し、面的に集約された形で担い手への農用地の集積を進め、耕作放棄地の発生防止を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成10年度より経営体育成基盤整備事業に取り組み令和6年度現在24地区、面積で3,000haを超え、総事業費400億円以上に及ぶ整備を実施してきた。今後も7地区の計画を予定しており農業生産基盤整備の促進を通じて、農地の区画整理を進めながら効率的かつ安定的な農業経営を目指す地域の担い手が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・町立の研修農場を完備しており、地域外から参入する新規就農者を育成する。 ・農業後継者に対する助成事業を実施し、経営移譲に向け、後継者を育成する。 ・地域外の企業参入について検討し、雇用を生み出す法人の参入を期待する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣の緊急捕獲を実施して、個体数調整を図る。侵入防止柵を整備し、農地への侵入を防止することで、農業被害を軽減していく。
- ③スマート農業の導入支援を行い、効率的な農業生産体系を構築し、担い手等への農地集積を進める。